【新型コロナウイルス関連情報】アイルランド入国時の義務づけ終了 (3月7日発領事メール)

1 今般、アイルランド政府は、3月6日からアイルランド入国にかかる新型コロナ感染症 関連の制限を全て撤廃し、アイルランドへの渡航者は到着時のワクチン接種証明、回復証明、 PCR テスト陰性結果の提示、及び旅客所在確認フォーム(Passenger Locator Form)への記入 が不要となった旨発表しました。

今回の変更は、新型コロナ感染症の疫学的な状況がおおむね良好な状態が継続している中、 ウクライナ及び近隣諸国からアイルランドへ入国する人々の障害を減らすために、渡航制 限の撤廃を迅速に決定したものです。

今回の政府の発表内容詳細は、以下のウェブサイトから参照可能です。

https://www.gov.ie/en/press-release/0cacf-ending-of-covid-19-requirements-for-travellersto-ireland/

https://www.gov.ie/en/publication/77952-government-advice-on-internationaltravel/

在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、引き 続き感染予防に努めてください。

2. 新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。 <当館のウェブサイト> https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html <保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト> https://www2.hse.ie/conditions/covid19/ <政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

3. 新型コロナウイルスに関連する風評被害を受けた場合、また、新型コロナウイルス感染 症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館 住所:Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73 電話番号 (代表):01-202-8300 E-mail (領事班):<u>consular@ir.mofa.go.jp</u> ※本メールは、当館に在留届を提出いただいている方々及び「たびレジ」登録いただいた 方々に送付しています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete